

「子の監護に関する陳述書」の記載項目と提出資料について

★ 全て開示対象です。相手に知られたくない情報は、マスキングをしてください。

- ・以下の項目について陳述書を作成し、該当する提出資料を提出してください。
- ・お子さんと同居しておらず、記載・提出できない部分は省いてください。
- ・陳述書と提出資料は、書証として提出し、それぞれに書証番号を付してください。
- ・書面は、片面・A4サイズとしてください。穴を空けて記録につづりますので、書面の左側は2.5cm程度の余白を設けてください。
- ・記載した提出資料は、代表的なものです。事案によって、これ以外の資料提出が必要となる場合があります。
- ・裁判所ウェブサイトにてデータをアップしていますので、適宜ご利用ください。

https://www.courts.go.jp/kanazawa/saiban/kasai_tetsuzuki/kasai_choutei/index.html

裁判所ウェブサイト>各地の裁判所>金沢>裁判手続きを利用する方へ>家庭裁判所の手続案内>家事調停（養育費、財産分与、遺産分割などの審判（別表第二事件を含む））>13子の監護に関する陳述書



1 お子さんの状況

- (1) 生活歴（出生から現在までの居住地、同居家族、入園・入学、転校、その他重要な出来事）
 - (2) 発育の状況
 - ア 身体的発達の状況、健康状態（特徴的な点、疾患等特別な配慮の要否と内容）
 - イ 知的、精神的発達の状況（特徴的な点、障がい等特別な配慮の要否と内容）

【提出資料】母子手帳（未就学児）、健康の記録（小学生）、（該当の場合）診断書・療育手帳等
 - (3) 性格、個性（お子さんの性格、特徴、得意なこと・苦手なこと）
 - (4) 生活の状況
 - ア 一日の生活スケジュール（平日・休日）

※別表「一日の生活スケジュール（平日・休日）」を作成してください。

 - イ 保育所や学校での状況（名称、所在地、出席状況、学業成績、学校等への適応状況）
- 【提出資料】保育所の連絡帳、学校の通知票
- ウ 課外活動（スポーツや習い事等）の状況
 - エ 交友関係
- (5) きょうだい関係（別々に生活している場合には、その事情や交流状況）

2 あなたの状況

- (1) 生活歴（学歴、職歴、婚姻・離婚歴、転居歴、その他重要な出来事）

裏面に続く

- (2) 就労の状況（勤務先、職務内容、勤務時間、通勤方法・時間、休日、残業や出張の頻度）
- (3) 経済の状況（主な収入と支出、財産（預貯金、不動産等）、負債の有無とその内容等）

【提出資料】源泉徴収票・確定申告書・給与明細等、ローン明細書等

- (4) 住居の状況（種別（所有又は賃貸）、間取り、近隣の環境）

【提出資料】間取り図

- (5) 一日の生活スケジュール（平日・休日）

※別表「一日の生活スケジュール（平日・休日）」を作成してください。

- (6) 健康状態（現在の心身の状況、主な病歴、受診歴、回復の見通し）
- (7) 性格、個性（あなたの性格、養育に関して得意なこと・苦手なこと）
- (8) 同居者がいる場合にはその状況（氏名、生年月日（年齢）、続柄、職業、経済状況、健康状態）

3 親子の状況

- (1) これまでの監護状況（衣食住の世話や教育・しつけをどのような分担で行ってきたか）
 - ア 出生から別居まで
 - イ 別居から現在まで
- (2) 親子関係（お子さんへの接し方、お子さんの反応・態度、情緒的な結びつき等）
 - ア あなたとお子さん
 - イ 他方の親とお子さん
- (3) あなたのお子さんに対する配慮の実情（父母の紛争の経緯や別居についてのお子さんへの説明内容、お子さん自身の認識の程度、お子さんを安心させるために実行した具体的な行動）
- (4) 別居親とお子さんとの交流状況（交流がない場合にはその事情）

4 監護補助者の状況

- (1) 生活状況（氏名、生年月日（年齢）、続柄、住所、職業、経済状況、健康状態）
- (2) 監護補助の状況（現在の具体的な補助内容、予定している監護補助の態勢）
- (3) 監護補助者とお子さんとの関係（これまでの交流状況、情緒的な結びつき等）

5 今後の方針

- (1) お子さんの養育に対する考え（今後のお子さんの養育に何が必要と考えているか、それを踏まえて、養育上で大切にしている（したい）こと、配慮している（したい）こと等）
- (2) 具体的な監護方針（同居親は現状変更の有無、別居親は居所や同居家族等の態勢を含む）
- (3) 他方の親とお子さんとの交流に対する考え

6 特記事項

- (1) 専門家（児童相談所、医師、カウンセラー等）の支援・関与の有無とその状況
- (2) その他、お子さんの監護・養育に関して、参考となる事項